

病児保育対象疾患

【対象疾患】

上気道炎	咽頭結膜熱(プール熱)
扁桃炎、咽頭炎	流行性角結膜炎(はやり目)
気管支炎	急性出血性結膜炎
肺炎後	溶連菌感染症
インフルエンザ(発症4日目以降) ※発症当日を0日とする	伝染性紅斑(りんご病)
百日咳	手足口病
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	ヘルパンギーナ
突発性発しん	マイコプラズマ肺炎
	R S ウイルス感染症
喘息等の慢性疾患	火傷や骨折等の外傷性疾患

【対象外疾患】

感染力が高く乳幼児の感染管理が困難なため、以下の疾患と診断された場合、病児保育室の利用は不可とする。

麻しん(はしか)、結核、侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)、コレラ、細菌性赤痢腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111など)、腸チフス、パラチフス

風しん、水痘(みずぼうそう)、帯状疱疹

感染性胃腸炎(ノロウイルス・ロタウイルス・アデノウイルスなど)

新型コロナウイルス感染症(疑いも含む)

38.0度以上の発熱

感染力を考慮し、同室で保育が困難な場合、同一疾患のみ預り可能な場合がある。

また、急性期であっても**症状が安定していることが原則**である。

※保育中に体温上昇し38.0度を超えた場合は、保護者に連絡し、保育継続の判断は保護者に従います。

保育継続の場合、病状悪化などの責任は負いかねることをご了承ください。